

# 令和7年度岩手県医療局医師奨学生募集要項【産婦人科特別枠】

令和7年度岩手県医療局医師奨学生（産婦人科特別枠）を次のとおり募集します。

## 1 応募資格

将来、岩手県立病院の医師として分娩を取り扱う産科医療を含む産婦人科の業務に従事しようとする強い意思を持つ者であって、次のいずれかに該当する者（国公立大学医学部入学者及び東北医科薬科大学医学部修学資金B方式の入学者を除く。）

(1) 令和7年4月に医科系大学に入学することが決定した者

※ 令和7年度岩手医科大学医学部学校推薦型選抜地域枠A（岩手県出身者枠）・B（東北出身者枠）及び同大学医学部一般選抜地域枠C（全国枠）・D（全国枠・診療科指定）に係る貸与候補生の決定を受けることができなかつた方も応募することができます。

(2) 令和7年4月以降に医科系大学の大学院に進学することが決定した者

(3) 令和7年4月以降に医科系大学に在学見込である者（大学院生を含む。）

※ 大学卒業または大学院修了後に医療機関等での勤務が義務付けられている他の奨学金制度との併用はできません。

## 2 募集人数

2名

## 3 貸付内容

(1) 貸付額

月額40万円

(2) 貸付期間

原則として大学を卒業する月まで

(3) 貸付方法

貸付月額を毎月貸し付けます。

（ただし、令和7年4月分については5月分と併せて貸し付けます。）

## 4 募集期間

令和7年2月17日(月) から 4月9日(水) まで【必着】

## 5 申込方法

次の書類を直接岩手県医療局に持参するか、又は書留郵便により提出してください。

(1) 医療局医師奨学生募集申込書（様式1）

(2) 健康診断書（様式2）

(3) 面接試験調査票（様式3）

(4) 履歴書（様式4）（写真を貼付してください。）

(5) 戸籍抄本

(6) 令和6年度（令和5年所得分）所得証明書（未就学者及び学校在学中の者を除く同一世帯構成員全員分。市区町村が発行するものに限る。）

※ 給与支払証明書、給与所得等に係る市区町村民税・都道府県民税特別徴収額の決定・変更通知書、源泉徴収票、確定申告書等は不可

(7) 学業成績表等（在学生は、大学の在学証明書及び直近の学業成績表。新入学生は、合格通知書の写し及び高等学校在学中の学業成績証明書。）

## 6 保証人

奨学資金の貸付を受けようとする者は、連帯保証人2名が必要となります。

連帯保証人は、独立して生計を営む成年者で、父母がいる場合、連帯保証人のうち1名は父又は母とします。

なお、貸付決定後に連帯保証人連署の誓約書を提出していただきます。

## 7 面接

### (1) 面接日

ア 令和7年2月17日(月)～3月12日(水)までに申込書を受理した者：

令和7年3月22日(土)に実施

イ 令和7年3月13日(木)～4月9日(水)までに申込書を受理した者：

令和6年4月19日(土)に実施

### (2) 面接場所

岩手県国保会館（岩手県盛岡市大沢川原三丁目7番30号 TEL019-623-4321）

### (3) 面接時間

面接時間については、原則として募集申込書（様式1）に記載のメールアドレスにメールでお知らせしますが、希望する時間帯がある場合は申込書の記載欄に希望時間を記載願います。

なお、応募状況によっては、希望に添えない場合がありますので御了承ください。

### (4) 面接方法

応募者ごとに個別に実施することとし、面接に当たっては、応募者本人と父母のうちいずれか1人の計2人によるものとします。ただし、独自に生計を営む成年については、父母の同席を不要とします。

### (5) マスクの着用

試験会場内でのマスクの着用については、原則個人の判断とします。咳等の症状がある場合には、マスクの着用をお願いします。

## 8 採否決定の通知

採否の決定については、令和7年4月下旬に申込者本人に対し文書により通知します。

（公表はしません。また、採否の問い合わせには応じません。）

## 9 返還免除要件

### 例：6年間貸付けを受けた場合

医師免許取得後、岩手県内の臨床研修病院における2年間の臨床研修及び岩手県医療局長が指定する県立病院等で分娩を取り扱う産科医療を含む産婦人科の業務に通算して9年間従事することにより、返還が免除されます。

ただし、岩手県内の臨床研修病院における臨床研修を修了後、分娩を取り扱う産科医療を含む産婦人科の業務に従事しなかった場合は、2年間の臨床研修を含む12年間、岩手県医療局長が指定する県立病院等での勤務が必要となります。

## 10 臨床研修病院の指定

大学卒業後の臨床研修は、原則として産科研修プログラムを有する岩手県内の臨床研修病院で行うこと。

※ 臨床研修期間は義務履行期間となり、岩手県内の臨床研修病院で臨床研修を行わなかった場合は奨学資金の返還が必要となります。

## 11 その他

- (1) 医療局医師奨学資金貸付制度の詳細については、別添資料をご覧ください。
- (2) 医療局医師奨学生【一般枠】と【産婦人科特別枠】への申込みは併願することができます。(国公立大学医学部入学者及び東北医科薬科大学医学部修学資金B方式の入学者を除く。)ただし、併願者については、重複して採用されることはありません。
- (3) 本事業は、令和7年度岩手県立病院等事業会計予算が成立しない場合、事務手続きの中断等を行うことがあります。
- (4) 岩手県公式ホームページに募集要項や各種様式を掲載しています。

<https://www.pref.iwate.jp/iryoukyoku/ishiboshuu/1030000/index.html>

(QRコード)



## 12 申込書類の送付先・問い合わせ先

岩手県医療局医師支援推進室

(〒020-0023 盛岡市内丸11番1号 TEL 019-629-6352/FAX 019-629-6354)

### 【本制度と併願可能な他の奨学資金制度について】

本制度と併願可能な岩手県内の他の奨学資金制度として「岩手県市町村医師養成修学資金制度」(岩手県国民健康保険団体連合会実施)があります。

申込期間、面接日は、本制度の日程と同じです。

ただし、併願者については、両制度に重複して採用されることはありません。

併願する場合は、本制度への申込に加え、岩手県市町村医師養成修学資金制度への申込が必要となるため、下記ホームページをご確認ください。

【問い合わせ先】岩手県国民健康保険団体連合会(保健介護課:019-623-4324)

<https://www.iwate-kokuho.or.jp/ippan/doctor-index.html>

(QRコード)

